

## 別添1

### 訪問介護サービス提供責任者研修事業実施要綱

#### 1 目的

介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らす上で、利用者の居宅においてサービスを提供する訪問介護は重要な役割を担っている。特に、サービス提供責任者は、訪問介護の中心的な存在であり、その者のスキル如何によって、介護サービスの質は大きく左右される。

また、サービス提供責任者は、訪問介護員に対する技術指導や困難事例へのアドバイス等を行う立場にあり、質の高い訪問介護員を育成する役割も担っている。

このことを踏まえ、適切な訪問介護計画の作成や訪問介護員への指導・教育技術の向上を図る観点から、サービス提供責任者を対象とした研修を実施することにより、訪問介護サービスの質の向上と質の高い訪問介護員の育成を目指すことを目的とする。

#### 2 実施主体

公益社団法人青森県老人福祉協会

#### 3 事業内容

##### (1) 研修の受講対象者

県内の指定訪問介護事業所におけるサービス提供責任者及び今後サービス提供責任者になる予定の者

##### (2) 研修期間及び内容

ア 研修期間 1日間（年2回実施）

イ 研修内容 適切なアセスメント、それに基づく訪問介護計画の作成、訪問介護員への指導・教育等に係る技術向上を目的とした講義・演習

## 別添2

### アセッサー講習受講支援事業実施要綱

#### 1 目的

厚生労働省が定める介護職員資質向上促進事業実施要綱に規定する介護プロフェッショナルキャリア段位制度における評価者（アセッサー）の養成を支援することにより、本県の介護職員の資質向上及びキャリア形成を図り、介護人材の確保及び定着を促進することを目的とする。

#### 2 実施主体

青森県内に介護事業所を有する介護事業者

#### 3 事業内容

介護プロフェッショナルキャリア段位制度における評価者（アセッサー）講習を受講した者が属する県内の介護事業者を対象として、講習受講料について支援を行う。

## 市民後見推進事業実施要綱

### 1 目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まっており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の課題に対応するため、弁護士等の専門職による後見人（以下「専門職後見人」という。）がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）を中心とした支援体制を構築する必要がある。

このことを踏まえ、高齢者の福祉を増進する観点から、市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業の取組を支援することを目的とするものである。

### 2 実施主体

事業の実施主体は、市町村とする。

ただし、実施主体は、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。

この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

### 3 事業内容

下記の（1）から（3）のいずれか1つ以上の事業を実施するものとする。

#### （1）市民後見人の養成研修の実施

成年後見制度において、身上監護等の支援を行う市民後見人の養成研修を実施する。

なお、本事業については、別紙1に基づき実施するものとする。

#### （2）市民後見人の資質向上のための支援体制の構築

権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制を構築することにより、市民後見人等の資質向上を継続的にフォローアップする。

また、弁護士・司法書士・法テラス・社会福祉士等の専門職との連携体制を構築することにより、専門職からのバックアップなどを通じた事案解決能力の向上を図る。

なお、本事業については、別紙2に基づき実施するものとする。

#### （3）その他市民後見人の活動推進のために実施主体が必要と認める事業

① 成年後見制度の普及啓発を目的とした、地域住民に対するセミナー等の実施

② 市民後見人の役割等の理解を深めるとともに、他自治体の取組状況を学び、今後の市民後見活動の参考にすることを目的とした、市民後見推進モデル事業研修会等への参加等。

③ その他、市民後見人の活動推進のために実施主体が必要と認める事業。

(別紙1)

市民後見人の養成研修事業の実施について

1 研修対象者

各市町村において、市民後見人として活動することを希望する地域住民。

2 研修内容等

研修受講者に対して、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理を修得させる。

3 受講手続等

(1) 受講の手続きは、実施主体の定める研修要項に基づき行うものとする。

(2) 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定する。

4 修了証書の交付等

(1) 実施主体の長は、研修修了者に対し、実施主体の定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

(2) 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

(3) 実施主体の長は、研修修了者について、研修修了者本人の同意に基づき、名簿に研修修了者を登録するものとする。

5 実施上の留意事項

実施主体の長は、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

(別紙 2)

市民後見人の資質向上のための支援体制構築事業の実施について

1 市民後見人等の資質向上を目的としたフォローアップ研修

(1) 研修対象者

各市町村において、市民後見人養成研修を修了した者。

(2) 研修内容等

研修受講者に対して、後見事務等を行うために必要な実践的な知識・技術を修得させる。

(3) 受講手続等

ア 受講の手続きは、実施主体の定める研修要項に基づき行うものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定する。

(4) 実施上の留意事項

実施主体の長は、本事業の実施を関係団体等に委託する場合には、当該団体と密接な連携を図るものとする。

2 権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制の構築

(1) 市民後見推進（支援）協議会の開催

市民後見人が適正かつ安定的に活動できるよう、活動により生じた課題の解決策、活動結果に対する評価、市民後見人の受任調整等について協議する。

(2) 市民後見人バックアップ体制強化モデル事業

弘前圏域で活動する市民後見人からの相談等に対し、専門職が助言・指導等を行う。

## 別添4

### 介護支援専門員資質向上事業実施要綱

#### 1 目的

介護支援専門員の知識や技能の維持のため、義務付けられている5年ごとの法定研修受講以外にそれぞれの課題に応じた法定外の研修を実施することで、青森県内の介護支援専門員の資質の向上を図る。また、法定外研修及び法定研修の研修内容について、本事業で運営する研修向上委員会検討部会で協議し、研修内容を精査し、内容の充実を図る。

#### 2 実施主体

公益社団法人青森県介護支援専門員協会

#### 3 事業内容

- (1) 介護支援専門員同行型研修の実施
- (2) 介護支援専門員スキルアップ研修の実施
- (3) 主任介護支援専門員スキルアップ研修の実施
- (4) 施設介護支援専門員研修の実施
- (5) 介護支援専門員及び多職種協働研修の実施
- (6) 介護支援専門員高齢者権利擁護研修の実施
- (7) 介護支援専門員研修向上委員会検討部会の開催
- (8) 「(1)」から「(7)」までの成果を踏まえた事業の修正

#### 4 受講対象者

青森県に登録している介護支援専門員有資格者

#### 5 研修費用

本研修に使用する教材等に係る実費相当分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担するものとする。

#### 6 その他留意事項

運営上知り得た個人の秘密の保持について、厳格に行うとともに、研修指導者、研修補助者及び受講者に対して十分に留意するよう指導すること。

## キャリア別研修事業実施要綱

### 1 目的

介護職員の安定的な確保・定着を図るため、初任者、中堅介護職員、管理者、それぞれの階層に求められる能力を強化することを目的とする。

#### (1) 初任者

介護職員に求められる人間力や社会人基礎力（職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力）等を強化し、職場定着を図る。

#### (2) 中堅介護職員

コミュニケーション能力や職業倫理、問題解決能力といった組織のリーダーに求められるマネジメント能力に加え、自身や後輩のメンタルケア能力等を強化し、組織全体の活性化や若手職員の人材育成につなげる。

#### (3) 管理者

管理職に求められるマネジメント能力、統率能力等を強化し、組織全体の活性化や若手職員の人材育成につなげる。

### 2 実施主体

公益社団法人青森県老人福祉協会

### 3 事業内容

#### (1) 初任者のためのソーシャルスキルアップ事業

県内の介護サービス施設・事業所に勤務する経験年数2年未満の介護職員に対して、人間力や社会人基礎力等を強化するための研修を実施する。

#### (2) 中堅職員のためのスキルアップ事業

県内の介護サービス施設・事業所に勤務する中堅職員を対象に、マネジメント能力やメンタルケア能力等を強化するための研修を実施する。

#### (3) 管理者・リーダーのためのステップアップ事業

県内の介護サービス施設・事業所に勤務する管理職員（管理職相当職にある者を含む）を対象に、管理職に求められるマネジメント能力、統率能力等を強化するための研修を実施する。

## 別添6

### 外国人介護人材受入施設環境整備事業実施要綱

#### 1 目的

介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備を支援することにより、介護施設等の不安を和らげるとともに、受け入れた外国人介護人材が円滑に就労・定着できるようにする。

#### 2 実施主体

公益社団法人青森県老人福祉協会

#### 3 事業内容

下記の事業を実施するものとする。

##### (1) 県内施設・事業所での、外国人介護人材受入についての意向調査

- ・受入について前向きかどうか、前向きではない事業所については何が課題、不安の原因となっているのかを探り、雇用に関心を持つ事業所の掘り起こしをする。

##### (2) 外国人介護人材受入支援推進委員会の設置

- ・外国人介護人材受入を検討している施設等のためのセミナーや、外国人介護人材を指導する立場となった職員のための研修内容を検討する。
- ・外国人介護人材を受け入れた（受入予定の）施設側の不安を和らげ、外国人介護人材が円滑に就労し生活できるよう、推進委員による巡回相談、メール、電話での相談に応じる。
- ・事業全体を統括し、多様性を受け入れる地域、施設の風土づくりに尽力する。

##### (3) 外国人介護人材受入準備セミナーの開催

- ・受入を前向きに検討できるよう適切な情報提供、実際に受け入れている施設の事例紹介や、働いている外国人の体験談など。

##### (4) 外国人介護人材を受け入れた（受入予定の）介護施設等における指導体制を支援

- ・外国人介護人材指導担当者研修の実施：施設等における外国人介護人材指導担当職員に対し、外国人指導のポイント、その他生活面での配慮等についての研修の開催
- ・外国人介護人材合同施設見学会

## 別添 7

### 介護従事者等向け権利擁護研修事業実施要綱

#### 1 目的

介護サービス事業従事者及び社会福祉関係業務従事者等の権利擁護に関する意識向上のための研修を実施し、従事者の資質向上、虐待防止・抑止、成年後見制度等の理解促進を図ることを目的とする。

#### 2 実施主体

公益社団法人青森県社会福祉士会

#### 3 事業内容

介護サービス事業従事者及び社会福祉関係業務従事者等を対象とした権利擁護研修の実施

## 介護現場におけるハラスメント対策事業実施要綱

### 1 目的

介護現場におけるハラスメントは、職員の十分な能力発揮を阻害し、業務へ支障をきたすとともに職員の離職へつながる。職員が介護事業所におけるハラスメント問題について理解を深めることで、職員が能力を発揮できる職場環境を整備する。

### 2 実施主体

一般社団法人青森県介護福祉士会

### 3 事業内容

介護職員を対象とした研修会を実施する。

#### ○介護現場におけるハラスメント対策についての講義

- ・職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントについて
- ・利用者や家族から受けるセクシャルハラスメントについて

#### ○研修参加者によるグループワーク

- ・自分自身の経験やその後の対応などを紹介し共有する。

外国人留学生奨学金給付等支援事業実施要綱

1 目的

介護施設等が介護福祉士養成施設の留学生に対して給付等する奨学金等の一部を助成することにより、介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減する。

2 実施主体  
市町村

3 事業内容

介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士試験を受験する意思のある留学生（※1）に対し、生活費などを給付等する介護施設等（※2）に対して、市町村が補助するときの当該補助に要する経費を助成する。

※1…介護福祉士養成施設在学学生。なお、介護福祉士養成施設の正規の修学期間を修了するものであること。

※2…所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人又は施設・事業所等（国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除く。）

4 対象経費及び補助上限額等

対象経費及び補助上限額等は下表のとおりとする。

対象経費	補助上限額		補助対象期間
	補助基準額	補助率	
居住費などの生活費（※3）	年額 360,000 円以内	補助基準額の 1/3 以内 (市町村を通じた間接補助とし、市町村補助額の 1/2 以内)	正規の修学期間（※4） (2～4年)

※3…民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費（学費、介護福祉士試験受験対策費用を除く。）

※4…本人の病気や、新型コロナウイルス感染症の影響等の真にやむを得ないと実施主体の長が認める事由により留年した期間中については助成対象期間に含めて差し支えない。

5 補助金の返還

介護施設等が留学生に対して生活費を給付等したものの、当該生活費などが介護施設等に返還された場合は、当該介護施設等に支給された補助金を返還させるものとする。

6 他制度との併給

留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等の類似する他の国庫補助事業を受けている場合

は本事業の対象としない。

ただし、日本語学校修学分について本事業を活用し、介護福祉士養成施設修学分に他制度を活用するなど、本事業と他制度が重複しない場合は差し支えない。(例えば、介護福祉士修学資金で生活費加算を受けず、本事業で介護福祉士養成施設における居住費などの生活費を利用することも可能)

## 外国人介護福祉士候補者学習支援事業実施要綱

### 1 目的

経済連携協定（EPA）に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者（以下「外国人介護福祉士候補者」という。）に対して、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援を行うことで、介護福祉士国家資格試験に合格できるようにすることを目的とする。

### 2 実施主体

外国人介護福祉士候補者の受入施設

### 3 事業内容

外国人介護福祉士候補者の受入施設における次に掲げる経費を助成する。

- (1) 就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習支援の整備に要する費用
- (2) 就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費
- (3) 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

### 4 留意事項

- (1) 本事業の実施に携わる者は、外国人介護福祉士候補者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。
- (2) 3の(2)の喀痰吸引等研修の受講に要する経費については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第13条第1号イに規定する第一号研修又は同号ロに規定する第二号研修の受講に係る経費を対象とする。なお、当該第二号研修のうち、基本研修及び実地研修の受講後に、追加的に実地研修のみを受講する場合の経費については、対象としない。

また、当該経費に係る補助金の交付については、当該年度中に外国人介護福祉士候補者が、当該研修を受講する場合であって、当該外国人介護福祉士候補者1人当たり、日本での滞在期間中1回までを対象とする。ただし、受講する喀痰吸引等研修が当該年度内に終了しない場合は、交付要綱に掲げる当該研修の受講に要する基準額の範囲内で、当該年度内に係る経費を月割りにして計上する。

- (3) 本事業は、地域医療介護総合確保基金の「外国人介護人材受入施設等環境整備事業」による補助を受けている場合には対象としない。ただし、当該事業による補助内容が本事業の補助内容と重複しない場合はその限りではない。

## 外国人介護人材定着支援事業実施要綱

### 1 目的

外国人介護人材を受け入れる（予定を含む）介護施設等（以下「外国人介護人材受入施設等」という。）において、外国人介護人材とのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、介護業務に従事する外国人介護人材が円滑に就労・定着できるようにする。

### 2 実施主体 市町村

### 3 事業内容

外国人介護人材受入施設等の（1）から（3）までの取組にかかる経費を市町村が補助するときの当該補助に要する経費を助成する。

#### （1）外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組

- ・雇用予定の外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費
- ・介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成等に必要な経費
- ・介護業務マニュアルの翻訳に必要な経費
- ・多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費
- ・外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）に必要な経費
- ・外国人介護職員受入施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するために必要な経費
- ・コミュニケーションの促進に資するような研修の受講経費  
（例：介護技能実習評価試験の評価者養成講習、介護職種の技能実習指導員講習等）
- ・その他外国人とのコミュニケーションの促進に必要と考える経費

#### （2）外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組

- ・外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師による教育に必要な経費
- ・その他外国人介護職員が介護福祉士の資格取得に必要と考える経費

#### （3）外国人介護職員の生活支援に必要な取組

- ・孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費
- ・地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な取組
- ・その他外国人介護職員の生活支援に必要と考える経費

#### 4 補助上限額等

補助上限額等は下表のとおりとする。

補助上限額（基準額）	補助率
300,000 円 （1施設等あたり）	基準額の 1/3 （市町村を通じた間接補助とし、市町村補助額の 1/2 以内）

※例えば、3の（1）から（3）までの取組にかかる経費を市町村が外国人介護人材受入施設等へ20万円補助した場合、県は市町村へ10万円を補助する。

#### 5 留意事項

- （1）3の（1）から（3）までの取組については、在留資格の種類にかかわらず、外国人介護人材が雇用されている（雇用予定を含む）受入施設等を補助対象とすることができる。ただし、雇用予定である受入施設等に補助する場合は、雇用予定であることを証明する書面を提出させるなど必要な対応を行うこと。
- （2）3の（1）から（3）までの取組について、同年度、地域医療介護総合確保基金の「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」による補助を受けている場合は補助対象としない。ただし、当該事業による補助内容が、3の（1）から（3）までの取組内容と重複しない場合はその限りではない。

## 外国人介護人材研修支援事業実施要綱

### 1 目的

外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修を実施するとともに、一定の介護技能等を有する外国人介護人材に対する資質向上支援を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにする。

### 2 実施主体

市町村

### 3 事業内容

(1) から (3) の実施にかかる経費を助成する。

#### (1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における 1 号特定技能外国人を対象とした集合研修等

県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における 1 号特定技能外国人（以下「研修対象者」という。）の介護技能を向上することを目的として、集合研修を実施する場合。

他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施することは差し支えないが、その場合は合理的な方法により費用按分を行い、研修対象者に係る経費のみを対象とする。

集合研修の実施にあたっては、以下のアからオまでの内容に留意した研修実施計画を作成すること。

#### ア 研修内容

研修内容は、介護技能の向上をはじめ、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる内容（「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」、「文化の理解」、「介護の日本語」、「認知症の理解」等）とすること。また、研修は講義（座学）のみならず、演習を取り入れて行うこと。

#### イ 研修体制

研修講師は、外国人の介護職員を対象として、介護の領域の講義等を教授した経験を有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定すること。また、通訳や日本語指導の専門家を配慮するなど、研修対象者が効果的に学習できるような体制を組むこと。

また、研修対象者の入国年次等によって介護技能及び日本語能力に差があることが考えられるため、研修を実施する前に、研修対象者数や個々の能力

等を把握し、必要に応じてグループに分けて研修を行うなど、個々の能力に応じて効果的な研修体制を組むよう努めること。

#### ウ 研修成果等の確認

研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修のねらい、到達目標、習得する技能等あらかじめ明確にしておくこと。また、研修の開始時と修了時にテスト等を実施するとともに、研修対象者への受講アンケートを実施するなど、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組を行うこと。

#### エ 研修期間

研修内容、研修体制等に応じた研修期間を設定すること。

研修対象者への学習効果を向上することや、当該地域の研修対象者同士の交流機会を確保すること等の観点から、事業実施期間を通じて、定期的に複数回実施する方法も考えられる。

#### オ 研修教材

研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。

国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等も有効に活用すること。

### (2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修

外国人介護人材受入施設における受入体制整備を推進することを目的として、外国人介護人材受入施設（受入予定施設を含む）の職員を対象にした研修を実施する場合。

研修内容は、外国人介護人材を受け入れるにあたり施設等において必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、学習支援方法に関する知識や技能に関する研修、外国人介護人材受入事例の紹介などが考えられる。

本研修の対象施設等は、在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とすることができる。

### (3) 研修講師の養成研修

上記（1）又は（2）に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的として、当該研修講師（講師予定の者を含む）を養成するための研修を実施する場合。

研修内容は、上記（1）のア又は（2）の研修を適切に実施するための知識・技術の習得などが考えられる。